

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 ドワンゴと称し、英文では、DWANGO Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ及びその周辺機器、ソフトウェア製品の企画、開発、製造、販売、輸出入及び賃貸
2. コンピュータを利用したネットワークシステムの企画、開発、製造、販売及び賃貸
3. コンピュータを利用したネットワークシステムによる情報処理並びに情報提供業務
4. 映画、音楽、美術等の文化事業、スポーツ事業及び各種イベント事業の企画、制作、興行及びその販売
5. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等画像を施した衣料品、文房具、玩具、装身具、化粧品、日用雑貨等）の企画、製造並びに販売
6. 書籍、雑誌等の出版物の企画、制作及び販売
7. 映画、ビデオテープ等の映像の企画及び制作
8. 新聞、出版物、ネットワークシステム等を利用した広告業、広告に関連する市場調査、市場分析、情報提供及び広告の企画制作
9. 知的財産権（著作権、著作隣接権、ノウハウ、商品化権等を含む）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、売却及び賃貸
10. 技術セミナーの企画、開催
11. 労働者派遣事業
12. 飲食店の経営
13. 各種旅行の企画、立案及び販売並びに旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
14. 古物の売買
15. セールスプロモーションの企画、立案並びに製作
16. 歌手、芸能タレント、スポーツ選手その他の著名人のマネジメント及びプロモート
17. 国内外の楽曲の原盤制作業務

18. 音楽著作権の管理
19. 音楽著作物の利用の開発
20. コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作
21. 楽譜の出版
22. 物品賃貸業
23. 食品販売業
24. 通信販売業
25. 電子商取引のシステム開発及び販売に関する業務
26. 電子商取引における販売促進活動の企画業務
27. 電子商取引における物流管理に関する業務
28. 電子商取引における情報管理に関する業務
29. 劇場、映画館、ホール、スタジオ、ライブハウス等の経営
30. 不動産の売買、賃貸及び管理並びにその仲介及び代理
31. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
32. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
33. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、528,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合の他、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第19条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、当会社を代表する取締役社長 1 名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、必要に応じ取締役会長 1 名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

3. 取締役会は、その決議によって、必要に応じ取締役社長のほか、前項の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(業務執行)

第 22 条 代表取締役は、当会社の業務を統括し、副社長、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。

2. 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。

2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会におい

てきだめる取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 31 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日)

第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても

受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

#### 附則

第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除する。

平成9年8月6日制定

平成11年5月28日改訂

平成12年4月12日改訂

平成12年9月26日改訂

平成13年2月1日改訂

平成13年12月21日改訂

平成14年12月19日改訂

平成15年12月25日改訂

平成16年12月22日改訂

平成17年12月21日改訂

平成18年12月21日改訂

平成20年12月25日改訂

平成21年12月17日改訂